諮問日:令和3年3月24日(令和2年度(最情)諮問第43号)

答申日:令和3年7月26日(令和3年度(最情)答申第13号)

件 名:裁判官略歴の作成手続が書いてある文書の不開示判断(不存在)に関する

件

答 申 書

第1 委員会の結論

「「裁判官略歴」の作成手続が書いてある文書(最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年2月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

「裁判官略歴」は比較的軽易な事務的作業によって作成することができるものであり、職員が「裁判官略歴」を作成する際の手続は特段定められておらず、また、事務処理上作成する必要もない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和3年3月24日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年6月11日 審議

④ 同年7月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、「裁判官略歴」は比較的軽易な事務的作業によって作成することができるものであるから、職員が「裁判官略歴」を作成する際の手続については、特段の定めはなく、また、事務処理上作成する必要もないとのことである。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「裁判官略歴」には、当該裁判官の氏名、生年月日、現官職、司法修習期及び経歴(当該裁判官の任官後の官職の履歴等)等が記載され、軽易で、かつ、紛れのない作業によって作成することができることが認められるから、最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって,最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審査委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	П	正	人
委		員	長	戸	雅	子